

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害の防止に係る基本的施策

第1節 公害防止計画の推進

府域における公害防止と環境保全のための基本的計画として昭和47年12月に公害対策基本法に基づき大阪地域公害防止計画を、昭和48年9月に大阪府公害防止条例に基づき同計画を包含する計画として「大阪府環境管理計画(BIG PLAN)」を策定するとともに、これに基づき各種施策の推進に努めてきた。

しかし、その後環境関連諸法令の制定、改正並びに環境基準の新設、改定が行われたこと等により、昭和53年3月に大阪地域公害防止計画が再策定されたので、昭和53年度においては、環境管理計画について、各種の事業内容等が実情とかけ離れることのないよう検討を行うとともに、新たな総合的、長期的な計画を検討する場合の技術的データ等の整理に努めた。

第2節 環境汚染の未然防止

第1 環境影響評価の検討

近年、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある高速道路や鉄道の建設、住宅団地や工業団地の造成等の開発事業の実施に当たり、そこから発生する公害を防除することはもとより、より積極的に環境汚染の未然防止を図るため、当該開発事業が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行う環境影響評価の必要性が強く認識されるようになってきている。

環境影響評価制度は、当該開発事業が広く環境に及ぼす影響について、科学的知見に基づき調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める手続を定めるとともに、これらの手続に関与する開発事業者の責務や、行政機関並びに関係地域住民の役割・機能等を明確にすることにより、公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされることを期するものである。

とりわけ、府域のように狭小過密な地域においては、対症的な汚染防止にとどまらず、各種開発事業の実施に当たり、事前に環境影響評価を実施することが強く要請さ

れている。

他府県等においては、条例、要綱等により環境影響評価を制度化している例もあるが、地方公共団体において、より明確な環境影響評価の制度化を図るためには、まず、国において調査、予測及び評価に関する技術的手法や、関係地域住民の関与のあり方などを含め、環境影響評価に関する統一的な法制度を確立し、それを基本として各地方公共団体が地域の特性に応じた制度を検討することが肝要であるが、国においては、これまで公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、港湾法（昭和25年法律第218号）等一部の個別法や関係省庁の通達等により環境影響評価の方針が示されているものの、未だ統一した法制度化がなされていないのが現状である。

府においては、かねてから環境影響評価の必要性を認識し、環境影響評価に関する調査研究を進める一方、関西電力株式会社による多奈川第二発電所の建設、二色の浜環境整備事業、堺・泉北港、阪南港の港湾計画等において環境影響評価を実施するとともに、制度のあり方についても検討を行ってきたところである。

昭和53年度においては、国の動向をも見極めつつ、環境影響評価に必要な汚染状況データの収集、予測手法等技術面の検討に努める一方、府独自の環境影響評価制度のあり方等についても基本的な調査検討を行ったが、これまでのところ、関係省庁が示している指針等との関係、対象事業の範囲、評価方法、審査のあり方等、なお検討、調整を要する問題も残されており、制度化を図るまでには至っていない。

第2 土地利用の適正化等

1 工場の適正配置及び集団化の促進

第1部で概観したように、我が国、とりわけ府域のような狭小過密な地域における公害問題の抜本的解決のためには土地利用の適正化を図る必要がある。特に、市街地における工場と住宅との混在状態は、騒音・振動を始め各種の公害事象を深刻化させることとなり、住民の被害はもとより、種々の弊害により都市の住みにくさの要因をなしている。

府では、それらの問題を解決し、併せて中小企業の振興に資するため、工場の適正配置及び集団化を促進しており、昭和53年度においては、公害防止事業団及び財団法人大阪府中小企業団地開発協会による堺市（臨海部）、富田林市、柏原市等における中小企業団地造成事業を促進した（詳細は第12章第2節「工場の適正配置及び集団化の

促進」参照)。

2 二色の浜環境整備事業の推進

本事業は、二色の浜海水浴場の環境保全及び大阪湾等の水質汚濁防止並びに貝塚市周辺地域における土地利用の適正化、都市機能の整備及び生活環境の改善を目的とするもので、現に悪化した環境を改善し、あるいは進行しつつある環境汚染を防止するとともに、積極的に地域の環境整備を図ろうとする性格を持つものである。事業の内容としては、内陸部の工場の移転・集約化の促進、下水道、港湾及び道路の整備、移転工場の従業者等のための住宅の供給、海浜性レクリエーションゾーンの創出などの各種施策を有機的に組み合わせた総合的な環境整備事業となっており、工場移転用地、流域下水道処理場用地等必要な用地は、貝塚市協の浜地先海面の埋立てにより造成することとしている。

貝塚市周辺地域では、古くからの繊維工業のほか、近年は鉄鋼、金属工業が発達しているが、工場の多くは中小規模のもので、市街地内部で住宅と混在して立地しており、騒音・振動、水質汚濁等の公害問題を引き起こしがちである。また、都市施設の整備も他地域に比べて相対的に立ち遅れており、特に下水道整備の遅れにより河川、海域の水質汚濁が助長されてきた。府営公園が開設されている二色の浜は、府下に残る数少ない海水浴場であるが、このような状況は二色の浜の水質にも著しい影響を及ぼしている。

府としては、府民共通の願いである二色の浜海水浴場の保全を図り、併せて既成市街地に発生している都市問題を解決する必要性を認識し、昭和49年4月、企業局に臨海事業プロジェクトチームを設置して以来、事業計画について調査検討を進め、事業の実施が環境に与える影響等についても調査、予測等を行うなど、具体的事業実施に向けて取り組んできたところである。

昭和53年度においては、昭和53年8月に公有水面埋立法に基づく埋立て免許を取得し、埋立てによる土地造成に着手したが、埋立て地の利用計画によると、造成される合計245haの土地のうち工場移転用地が最も広く79haを占め、続いて流域下水道処理場用地50ha、住宅用地38ha、港湾用地31ha、海浜緑地26haなどとなっている。

第3節 環境汚染情報の収集と利用システムの開発

総合的な環境行政を適切かつ効果的に推進する上では、環境状況を的確には握し、施策効果の評価と将来予測を踏まえながら有効な施策を講じることが要請されるが、そのためには種々の環境情報を迅速、正確に収集して電子計算組織によるデータベース化を行い、能率的に活用することが適当である。

府では昭和52年10月に公害監視センターに汎用中型電子計算機を導入して以来、環境汚染管理システムの構築を進めてきたが、昭和53年度においてはその一環として、観測システム及び工場・事業場管理データベースシステムを構築した。

観測システムとは、府及び市町村で得られた測定データを測定局の位置、測定条件等の固定情報とともに格納し、年報・月報の作成、汚染予測等の応用解析業務に供するためのシステムである。昭和53年度においては、昭和52年度までの第一次分観測データを格納したが、今後、年次ごとに必要なデータを逐次格納するとともに、各種の応用・解析プログラムの開発を行う予定である。

工場・事業場管理データベースシステムとは、法律及び府公害防止条例に基づく届出、立入検査等のデータを格納し、発生源規制業務の機械化、各種計画の策定等に供するためのシステムである。昭和53年度においては、ばい煙発生施設に係る届出内容(府下の2,600工場・事業場分)及び月別・年別燃料使用量調査結果について初期登録を完了した。

また、計算機の利用については、府生活環境行政の運営の効率化に資するため昭和52年10月に汎用型電子計算組織利用要領を定め、公害の防止その他生活環境の保全に関する業務への共同利用の道を開いたところであるが、昭和53年度においては府生活環境部各課、府立の各研究機関にまで共同利用のわくを広げた。

第4節 府公害対策審議会等における審議状況

第1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法第29条及び大阪府公害対策審議会条例(昭和46年大阪府条例第2号)に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため昭和46年3月に設置されたもので、昭和53年度における審議状況は表3-1-1のとおりである。

また、同条例に基づき、大気汚染、騒音・振動及び法制度関係の専門委員を置いており、昭和53年度においては、騒音・振動分科会を開催し調査審議を行ったが、その状況は表3-1-2のとおりである。

昭和54年3月31日現在、委員数は35名、専門委員数は26名（大気汚染関係9名、騒音・振動関係10名、法制度関係7名）である。

表3-1-1 府公害対策審議会における審議状況（昭和53年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭 53. 9. 18 (第43回)	① 審議会会長を選出した。 ② 国において、二酸化窒素の環境基準の改定が行われたことについて事務局から説明を受けた。

表3-1-2 専門委員会における審議状況（昭和53年度）

（騒音・振動分科会）

開催年月日	審 議 内 容
昭 53. 9. 27 (第8回)	鉄軌道騒音・振動対策に関する基本的考え方についての調査審議
昭 53. 12. 13 (第9回)	民営鉄道各社の騒音・振動対策の現状について、在阪各社からの事情聴取

第2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条及び大阪府水質審議会条例（昭和46年大阪府条例第38号）に基づき、府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため昭和46年10月に設置されたもので、昭和53年度における審議状況は表3-1-3のとおりである。

表3-1-3 府水質審議会における審議状況（昭和53年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭 53. 9. 18	① 審議会会長を選出した。 ② 瀬戸内海環境保全臨時措置法並びに水質汚濁防止法の一部改正について、事務局より説明を受けた。